**平成28年度　子宮頸がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が、国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等で確認できているかを調査しました。大阪府内43市町村中42市町村が仕様書を作成しており、各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**









**２　まとめ**

　　市町村が検診を委託する上で、検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村の役割と検診実施機関の役割をあらかじめ明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成することが重要となります。今年度、仕様書を作成している市町村数は昨年度の41から42市町村に増加しました。

　仕様書を作成している全市町村で、子宮頸がん検診の検査項目を明記している一方、検診の精度管理の項目については、細胞診の項目のうち再スクリーニングや過去の細胞所見の見直し、記録・標本保存の項目のうち標本・問診記録・検診結果の５年保存について、仕様書に明記していない市町村もあることが分かります。

適切な精度管理のため、これらの項目も仕様書に明記することが必要です。

また、がん検診事業を評価するうえで、要精検とされた方が適切に精検を受診し、がんの有無を確定することは、検診の意義や、検診の精度管理において大変重要です。受診者への説明や精検実施機関からの結果の報告等の項目を、実施するよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるような検診システムの構築に取り組む必要があります。